

平成28年度の工事看板の改定について よくある質問（FAQ）

Q1 工事看板の改定は、いつから行われますか。

A1 平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知及び随意契約を実施するための見積徴取を行う工事が対象となります。ただし、当分の間は移行期間として、旧基準の適用も可とします。

Q2 平成28年3月31日以前から設置している看板はどうすればよいでしょうか。

A2 新看板にわざわざ更新する必要はありませんが、新たに看板を追加する場合は、可能な限り新様式の看板でお願いします。

Q3 新看板はどのような内容になるのでしょうか。

A3 県民の方に、公共工事に対する理解を深めていただくため、メッセージや工事内容を記載するようリニューアルしました。
また、建設工場の魅力向上を図るため、「ももっち」「うらっち」のイラストを活用することとしました。

Q4 「ももっち」「うらっち」を看板に入れるのは、必須なのでしょうか。

A4 「ももっち」「うらっち」が入った看板は、必須ではありません。
建設工事の魅力向上のため、工事看板に活用することとしておりますので、ご協力をお願いします。

Q5 新看板設置には費用がかかりますが、設計計上されていますか。

A5 メッセージや工事内容を記載する部分については、通常の共通仮設費率において計上されています。
なお、「ももっち」「うらっち」のイラスト挿入費用については、建設工事の魅力向上にご協力をお願いするものですので、設計計上は行いません。

Q6 「ももっち」「うらっち」の活用は、工事成績でのイメージアップの対象となりますか。

A6 「ももっち」「うらっち」のイラスト挿入については、建設工事の魅力向上にご協力をお願いするものですので、工事成績評定への加点等はありません。

Q7 「ももっち」「うらっち」が入った看板を作るには、どのような手続が必要でしょうか。

A7 技術管理課のHPに記載しているデザインを使用される場合は手続は不要です。
ただし、看板販売等を目的にカタログに掲載される場合や独自のデザインの看板を作成される場合は、所定の手続が必要になります。

Q 8 工事看板のメッセージは、必ず「別添－3 工事看板標示例」に示されているものから選ばなければならないのでしょうか。

A 8 標示例を限定するものではありませんので、必要に応じて監督員と協議してください。